

2023年8月1日

お客様各位

四国労働金庫

投資信託における定時定額買付契約の変更申込みに係る受付終了のご案内

平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、定時定額買付契約の新規申込みに際して、NISA口座の優先有無を指定していただき、新規申込み後も定時定額買付契約の変更の申込みを随時受付しております。

今般、2024年より新しいNISA制度が開始されることに伴い、NISA口座の優先有無に係る変更の申込みの受付を終了させていただくことになりましたので、下記のとおりご案内いたします。

なお、ご不明な点等がありましたら、下記のお問合せ先までお問合せいただきますようお願いいたします。

記

1. 買付優先口座（NISA優先区分）の変更

定時定額買付は、契約時にNISA口座の優先有無を「買付優先口座」（インターネットバンキングでは「NISA優先区分」）として指定し、NISA口座を優先とする契約において、NISA口座による取引が可能な場合は、非課税投資枠で買付を行います。

現在は、新規申込後においても、「買付優先口座」（NISA優先区分）の変更申込みを受付しておりますが、2023年で現行のNISA制度（つみたてNISA・一般NISA・ジュニアNISA）が終了し、2024年1月に新しいNISA制度（つみたて投資枠・成長投資枠）が開始されることに伴い、「買付優先口座」（NISA優先区分）の変更申込みの受付を終了します。

なお、変更申込みの受付の終了日以降、「買付優先口座」（NISA優先区分）の変更をご希望の場合は、現在の契約を廃止したうえで新規申込みのお手続きをお願いします。

2. 変更申込受付終了日

2023年8月18日（金）

*インターネットバンキングでの変更受付は、2023年8月21日（月）1:59までとなります。

3. ご留意事項

現行の「買付優先口座」をNISA口座とした定時定額買付契約は、原則として2024年1月からの新しいNISA制度へ引継ぎますので、購入金額等の変更がない場合は、お手続きは必要ありません。

ただし、現行の一般NISAで定時定額買付を行っている商品が新しいNISA制度における成長投資枠の対象外である場合（例：毎月分配型ファンド等）、2024年1月以降（受渡日基準）は、非課税で買付することができないため、定時定額買付契約の廃止のお手続きが必要になりますので、お取引店までご相談ください。



なお、お手続きがない場合は、課税口座での買付になります。

現行	2024年以降	
つみたてNISA	つみたて投資枠	
一般NISA	成長投資枠対象ファンド	成長投資枠
	成長投資枠対象外ファンド	課税口座

4. お問い合わせ先

四国労働金庫 電話 0120-505-690 (平日 9:00~17:00)

ろうきんダイレクトヘルプデスク

0120-459-690

受付時間：平日 9:00~17:00

※土日祝、12月31日~1月3日はご利用いただけません。

※投資信託に関するお問い合わせは、“3”と“#”を押してください。

以上